確定申告が始まります

国税電子申告・納税システム(ｅ－Ｔａｘ)が便利です

ｅ－Ｔａｘは、インターネットができるパソコンがあれば、税務署に出かけることなく、国税に関する各種手続（所得税などの申告、全税目の納税及び各種申請・届出等）を自宅などから行うことができます。

①ＨＰからカンタン申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

②最高5,000円の税額控除

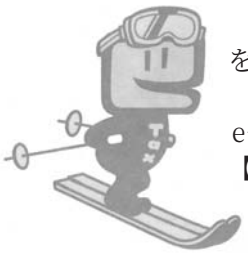
本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をｅ－Ｔａｘで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました。
(平成19年分又は平成20年分のいずれか１回)

③添付書類が提出不要

所得税の確定申告をｅ－Ｔａｘで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました。
（確定申告期限から３年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります）

④還付金がスピーディー

ｅ－Ｔａｘで申告された還付申告は早期処理しています（３週間程度に短縮）。



この機会に是非e−Taxをご利用下さい。
手続等の詳しい内容は、e−Taxホームページ【http://www.e-tax.nta.go.jp】をご覧下さい。

申告書は自分で書いてお早めに

平成20年分の所得税（住民税及び個人事業税）の確定申告の受付が２月16日(月)から始まります。

申告書にご記入いただいた文字や数字は、コンピュータが直接読み取りますので、「確定申告の手引き」を参考に丁寧にご記入いただくようお願いします。

また、申告書は、国税庁ホームページ【http://www.nta.go.jp】の「所得税の確定申告書作成コーナー」でも作成することができます。作成した申告書は、窓口か送付でお早めに提出してください。

詳しくは、八雲税務署（☎0137-63-2148）にお問い合わせください。

◎住民税による住宅取得控除(住宅ローン控除)について

税源移譲に伴い、所得税が減額されることにより住宅借入金等特別控除が所得税から控除しきれなくなる場合があります。そこで、現在、所得税で住宅取得控除を受けている方については、税負担の変動が生じないようにするため、住民税により控除を受けることができます。

申告は毎年必要となりますのでご注意下さい。

対　象　者

次の要件を満たす方で、期限内に「住宅借入金等特別控除申告書」を提出された方。

・平成19年分以降の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用がある方。
・所得税から住宅借入金等特別控除を控除しきれない方。
・平成11年から平成18年までに入居された方。
（平成19年以降に入居された場合は、所得税で控除を受けることができます）

対象期間

平成20年から平成28年まで
＊入居した時期により適用期間が異なります。

申告時期

本制度が適用となる年の毎年３月15日まで。
（平成21年は３月16日まで）

控　除　額

次の（１）又は（２）のいずれか少ない金額から（３）を控除した金額
（１）前年分の所得税の住宅ローン控除限度額
（２）税源移譲前の税率を適用した前年分の所得税額
（３）税源移譲後の税率を適用した前年分の所得税額

申告場所及び提出書類

	申告場所	提出書類等
確定申告をしない人(給与収入のみの人)	役場１階 税務住民課	・住宅借入金等特別控除申請書 ・源泉徴収票(原本) ・住宅借入金の年末残高を確認できるもの　・認印
確定申告をする人	役場２階 確定申告会場	・住宅借入金等特別控除申請書 ・確定申告書　・認印

＊確定申告をする人は、所得税の確定申告をしてから、この申告をして頂くこととなります。
（両申告は同日、引き続き行うことができます。）

医療費控除は、１年間に医療費を支払った場合に、所得の合計額から医療費控除額を控除できるものでありますが、この控除額は医療費補てん保険金等を差し引き、さらに総所得金額の５％か10万円のいずれか少ない金額を差し引いた額となります。年末調整を経て平成20年分の所得税を既に納付している方、もしくは確定申告時において控除の対象となる場合に限られますので、**多額の医療費を支払った場合にはスムーズに申告できるよう医療費明細書、領収書等を個人別、病院別に仕分けして申告して下さい。**

申告期間▼２月16日(月)～３月16日(月)

※　税務署より国税申告事務を委任されている期間は、３月16日までですのでこの期間以降の国税申告に関しては、税務署に直接申告していただくことになります。